



## 新年明けまして おめでとうございます

理事長 松井 珍男子

酉年の新春あけましておめでとうございます。皆様方にとって良き年となりますようご祈念申し上げます。

今年のわが国の政治・経済・社会生活はどのようになっていくのか、国民が希望の持てる社会になるのか、しっかりと見定めていきたいものです。昨年はオリンピックがあり日本にとって最多のメダル獲得に多くの国民が沸き立ったものです。また、東京都知事選挙における小池百合子知事の誕生による都政改革、とりわけ東京オリンピックの経費問題と会場の見直し、さらに豊洲市場の盛り土問題・土壌汚染問題などが世間の耳目を集めました。

そして秋には恒例のノーベル賞の発表があり、今年もまた医学・生理学賞に日本人の受賞が決まり、オートファジー研究のご業績で東京工業大学栄誉教授・大

隅良典先生がご授章なされました。多くの国民の皆様は毎年のように「ノーベル賞」を受賞するという、この誇りうる国民性に胸を張ったのではないのでしょうか。文学賞は村上春樹さんが毎年候補に挙がりながら、昨年もアメリカ人に奪われました。ハルキストはまた今年に期待を寄せることでしょう。

政治の世界では、夏の参議院選挙により、改憲勢力と言われる与党側が3分2を制して、衆参両議院ともに3分2を確保したのであります。いよいよ安倍さんの年来の「改憲」への執念に向けての歩みが始まるのでありましようか。国会の演説では「平和・民主主義・人権・国民主権」の国是は変えないと言っていますが、一昨年の「憲法・解釈改憲」で「安保法制」を強引に通した今の政権が実行したいのは「憲法9条の改正」であるこ

とははっきりしているようであります。今年には《解散・総選挙》が取りざたされていますが、今後の政治の動きを注視しながらこの国のいく末が間違いのない歩みをしていくことを願って止まないところであります。

また、アメリカ大統領選挙が今年の11月に行なわれ、大方の予想に反してトランプ氏が勝利を収めました。移民やマイノリティーの人々を公然と差別視する発言を繰り返す大統領の誕生となりました。まさかのトランプ大統領の誕生により、世界の動きはさらに不透明な状況に突入していくことでしょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律案」が昨年5月の通常国会において議員立法として提案、審議されましたが、成立することなく継続審議になりました。運動団体では「人権擁護法」の成立を強く求める運動を続けられてきましたが、それが実現せず、議員立法への動きになったようであります。昨年秋からの臨時国会において法案の審議がなされることを期待していました。そしてようやく11月になって国会で審議される運びとなり、11月17日に衆議院本会議を通過し12月9日の参議院本会議にて成立しました。

この法案の内容は6条からなる理念法であります。第1条では現在もなお部落差別が存在し、基本的人権が保障されていないことを明記しています。国・地方公共団体の責務を明らかにして部落差別の解消の取り組みを推進し、もって部落差別のない社会を実現することを謳っています。国会において「部落差別存在そのものを認知した」ということは重要な出来事であります。国民や自治体の一部に「もはや部落差別は存在しない」といつて憚らない国柄であります。それがこの時期に国権の最高機関でその存在が明らかにされたことは誠に重大なこととして認識されるべきでしょう。この法律制定には地方議会から「意見書」の提出がなされ、この地方からの動きが国政を動かす、憲政史上稀にみる法律の誕生ということになります。それらの経過はマスコミでは報じられていませんが、地方からの血のにじむような地道な取り組みがあったことを私たちは知る必要があります。

残念ながら、今日に至ってもいわゆる「部落民への差別的言動・態度など」は一向に無くなっていません。法務省の統計数値からもなお根強く差別が存在して

いることを物語っています。

社会意識としての差別観念について、初代理事長の朝田善之助さんはその著書の中で次のように記している。「差別は今もなお日常不断に発生している。そしてその差別の持つ意味は実に重大な社会的内容をもっている。部落民に対する社会意識としての差別観念はその差別の本質に照応して、日常生活化した伝統の力と教育によって、自己が意識するとしなないとにかかわらず、客観的に空気を吸うように一般大衆の中に入り込んでいる。このような社会意識としての差別観念がひとたび人々をとらえると、社会制度が変わっても、なお根のない花が一定期間もちこたえるように、頑強に残ろうとする性質をもっている」と説いています。それだけこの問題の解決はむづかしい問題なのであります。「差別解消法」が公布・施行したとしても、この差別観念の払拭はなお困難な課題であろうと思われます。しかし、差別観念は未来永劫にわたって続くものではないでしょう。未来に解決の希望のあることを踏まえながら、この「差別解消法」のできることは一歩前進として捉えていくべきだと思われます。

昨年は差別解消に関わっていくつかの

個別法が成立しています。関係団体や関係者の皆様の地道なご活動が実を結んだものでありましよう。例えば「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ法」「LGBT法」などがあり、それぞれに有効な措置となっているようであります。しかし「法は眠るものを保護しない」と言われるように、これらの法律を活かして差別のない社会の実現に向かって、国民一人ひとりが努力を積み重ねていくべきでしょう。

そんな差別問題解消への歩みのある中で、昨年10月に沖縄県において大阪府警察官によって《土人》発言がなされました。アメリカ軍ヘリパッドの建設に反対する県民・市民に対して投げかけられた露骨極まりない差別的発言でした。「土人」という言葉は我が国ではもう死語になっています。「土人」を広辞苑で引くと、「未開の土着人。軽侮の意を含んで使われた」と記されている。しかし、この若き警察官発言を大阪府の松井一郎知事は「売り言葉に買い言葉で言ったまでだ」と、この「土人」発言をあたかも擁護するかのようには語っていません。沖縄県人に対する深層心理として「日本人ではない」という差別意識が拭いがたく染みついています。これら警察公務員には単な

る注意程度の懲戒処分のみで終わることなく、しっかりとした人権教育・研修を徹底すべきであると思います。また沖縄担当大臣である鶴保庸介大臣が国会の委員会などで「差別と断定できない」などと答弁した。大臣には『広辞苑』でしっかり調べてほしいと思うものであります。

格差社会の拡大と子どもたちの貧困が益々深刻な社会問題となってきました。生活保護世帯の増加が止まらない、年金だけでは生活を維持できない人々の増加など、わが国の貧困問題はより拡大してきています。そのことが未来を担う子どもたちの貧困に直結し、能力・知力があっても高等教育を受けられないという現実を生んでいます。そこから負の連鎖が始まり、貧困層は益々貧困に陥っていくという社会になってきています。子どもの「相対的貧困率」は2012年の統計で16.3パーセントとなり、子ども6人に1人は相対的貧困状態にあるといわれています。

給付型奨学金が政治問題化し、いよいよ実施されるかとの期待を持ちつつ一向に具体像が見えてこないことに苛立ちを感じるものです。早期に実現へのプログラムを国民の前に明らかにしてほしいと願うものです。掛け声だけのアベノミク

スに終わることなく、国民生活に豊かさを実感できる政治・経済を進めてほしいと願っています。野党もアベノミクスの批判ばかりに終わることなく、独自の夢のある、国民が希望の持てる経済対策を提示してほしいと願っています。

当財団の今年の活動で一番大きいことは、長年の懸案であった「朝田善之助 記念館（仮称）」の開設がいよいよ始まったことです。朝田善之助さんの生誕115年目の年に完成させるべく建設を進めます。この記念館（仮称）は「地域図書館」に位置づけられています。朝田善之助さんが遺された5万点に及ぶ蔵書などの膨大な資料を展示します。解放運動関係者・学者・文化人・研究者の皆さまに広くご活用いただきたいと願っています。さらに、地元の市民の皆様にも気軽にご活用いただければ幸いです。

1981年4月に設立した当財団にとって新たな一歩となる記念すべき年となります。当財団にご支援・ご協力賜っている皆様のお蔭であります。今後ともご指導・ご鞭撻くださいますようお願い申し上げ、新年の挨拶といたします。



## 奨学生の近況 2016年度 前期

### 周りの人に勇気を 与えられる人間に

C.M

残りの学生生活もあと3ヵ月ほどになりました。大学ではたくさんの出会いがあり、たくさんのことを学び、自分が本当に何がやりたいのかをみつけることができました。

私は大学で「障がい者スポーツ」「障がい者とは」などについて勉強してきました。入学当初は「障がい者を差別する世の中」について不満を覚え、怒りが込み上げていました。「差別のない社会」を作るにはどうすればいいかなどと考えていました。たくさんボランティア活動に関わり、多様な障がい者と関わり、お話も聞いてきました。しかし、皆さんが口を揃えて言うには、「差別は終わらない」という言葉でした。私はその言葉に対し、不満を持っていました。その時はまだ世間の人が持っている「障がい者」に対するイメージがどれほどのものか、全く分かっていなかったからです。

しかし4年生になり、世間の人がどれほど障がい者に対して知識があるのか、どれほど興味があるのかを調べていくうちに、差別をする人が悪いのではなく、教育の場で障がい者に対する学習があまりにも少ないことが研究を通して知りました。私はもっと子どもたちに障がい者教育が必要なのではないかと感じました。

外国では、子どもたちは障がい児・者に対する偏見はなく、むしろ手を差し出しています。障がい児・者が住みやすく、

自信を持てるような世の中を子どもたちがつくっていることを知り、私は感動しました。しかし、日本はそうではなく、「障がい者」というだけで施設が使えなかったり、周りからの偏見の目が降り注がれる毎日。

私は、今の大人が子どもに対して障がいについてもっと教えていかなければいけないのではないかと思いました。その前に、大人も障がいに対してもっと興味を持たなければいけないのではないかと思います。

私は、この4年間を通して今の社会の現状や障がいに対する思いを見つめ、卒業したら自分のやりたいこと、今しかできないことに精一杯全力をつくしていこうと思います。何故ならば、私は五体満足で生まれ、こうして元気でいられることはとても幸せです。自分の目標を持って一生懸命取り組める事がどれほど素晴らしいことであるのか、この4年間を通して気づきました。

世間での学生は「良いところに就職しよう」など言います。しかし、私はどんなに苦勞してでも、自分が目標とすることを全力で取り組みばきっと良いことがあるのではないかと感じています。そして、周りの人にも勇気を与えられるような人間になりたいと思います。そう思えたのも、大学でたくさんのことを学べたお陰だと思っています。これからの少ない学生生活で、悔いの残らないように、目標を見失わないように頑張ります。

(大学 スポーツ学部 4年生)

## 井の中の蛙

A.S

10月後半から私は教育実習に行っている。これまでボランティアやインターンシップで学校教育現場を体験している。しかし、教育実習生という立場で小学校に行くのは、とても緊張していた。担当の先生はどんな人だろうか、クラスの児童と仲良くできるか、授業はきちんとできるかなど、不安は多かった。だが、その心配は杞憂に終わった。教育実習が始まって早2週間。担当の先生をはじめ、学校の先生みんな優しく温かい。クラスの児童とも順調にやっている。

教育実習とは、授業準備、児童との関わり、担当の先生などのお手伝いだけだと思っていた。しかし、放課後に学校で行っている取り組みや、たくさんの部署での主任先生の話聞かせていただいて、学校にはたくさんの組織があることを初めて知った。生徒指導や食育活動をはじめ、校内研究というものまである。それぞれの先生の話聞いていると教師という仕事がどんなに忙しいか改めて再確認した。たくさんの組織がすべて児童のためにある。よりよい生活環境を整え、生きるうえで欠かせない社会生活の規則を身につけ、学力を伸ばすように、本当に児童のことを思いながら取り組んでいる。

教育現場に入れたおかげで、初めて教師の裏方の仕事を知った。これまで、教師を目指していながら、教師の仕事のことを表面しか知らず、一部分しか見ていなかったのだと感じた。それと同時に、こんなにやりがいがある仕事に就きたい

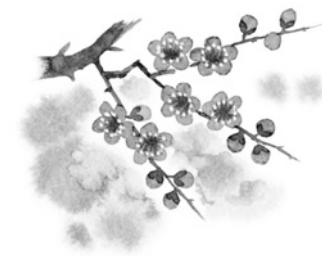
とますます思った。そして、担当の先生が普段どんなことを考えながら児童に対して授業をしたり、接していたりするのかを知るいい機会でもある。

あと2週間、教育実習が残っている。だから残りの時間を無駄にせず、授業の仕方、児童に対する先生の言葉使いや対応の仕方など、教育現場でしか見ることが出来ないことに焦点を当て、どんどん学び取っていきたいと思う。時には指摘されることもあると思うが、それをありがたいアドバイスだと受け止めて、吸収してどんどん成長していきたい。

私はただ、子どもが好き、教えることが好きという抽象的な理由で教師を目指しはじめた。しかし、この教育実習でもっと具体的な志望動機をもつことができた。2週間という短い間であっても、児童は成長している。教師が児童のことを考え、働きかけることで、児童も応えてくれる。そのことにすごく喜びを感じた。だから、教師自身ももっと頑張ろうと思うようになる。児童の成長が教師の成長を促す。そういうお互いが成長できるような関係を作れる教師になりたい。

(大学 臨床心理学部

教育福祉心理学科 3年生)



## 人と関わり、人を知り、 知識を身につける

M.M

大学の授業で前期に「社会学演習」という授業でいじめについての知識を得て、後期に子供のいじめ問題についての知識を深め、研究していきたい。必修授業の英語（総合）を担当されている哲学科の先生（非常勤講師）に、私の学びたい研究について相談しているうちに、「承認欲求」という問題に興味を持った。承認欲求はいじめや差別問題などの社会問題に深く関わってくると考えられるので、後期ではその知識を深めていきたい。

大学で私が学びたい研究は教育関係のことである。教育関係というと教職課程をとるのだと勘違いしている人が多い。私は職業として教育を研究するのではなく、社会的に研究していきたい。

今問題となっている日本の自殺問題では、大人の自殺率より子供の自殺率が高くなってきている。その理由の多くは学業不振と親子関係だ。子供にとって生きづらい世の中になっている。もちろん学校は勉強をするところだが、それだけではない。子供にとってほとんどのコミュニティは学校と家族しかない中で居場所を失ってしまう。ましてや、それを助けられる大人も少ない。この状況で子供に勉強を教えるための勉強を重ねたところで、世の中はよくはならないだろう。教育とはなんなのだろうか。躰とはなんなのだろうか。もう一度考え直すべきだ。そういった研究をしてたくさんの人に知ってもらえるような内容にしたい。

大学に入り変わったことは、もっと人

と関わりたいと思うようになったことだ。中学校から高校にかけて閉鎖的な性格だった私は、将来できれば人に関わらないような仕事につきたいと思っていた。大学に入り学科やサークル、アルバイトでいろんな人と関わり、人と関わることは楽しいことだと知った。それと同時に、自分の無知さや世の中には間違った論理が溢れていることを知った。私はもっと人と関わり、人を知り、たくさんの知識をつけ、たくさんの問題に関わっていかなければいけないと感じた。具体的には、人と話すのはもちろんのこと、前期ではあまり本を読むことができなかったため、本をもっと読み人の考えを知ろうと思う。知るだけでなく自分の誤った考えがあれば改めていきたい。そして、社会人としてのマナーや礼儀を勉強し、だんだんと自立していきたい。

私は卒業後の進路は特に決めていないが、誤った論理に惑わされない人間になり、正しいと思うことを次の世代の子供たちに教えられる大人になりたい。そのために、自分自身をいろいろな面から高め、社会から孤立した子どもたちと関わっていきたいと考える。

（大学 文学部 社会学科 1年生）



## 卒業後の進路、夢、希望

Y.K

私は、大学卒業後、絵を活かせる職業として、デジタルでイラストを描く仕事をしたいと考えています。そのために、現在はスキルをつけるため、時間があればデジタルの絵を描いています。画力を身につけるため、絵を描くこと以外にも出かける時に雲を観て、光の当たり方などを観察しています。またインターネットで絵の上手な人がアップロードした画像を見て、どのように描いているかなどを考え、実際に自分も描いています。その他、絵の上手な人が出した技法書を購入して新たな知識を得ています。

今は、インターネット上に、優れた絵や多くの技法を書いているブログなどがあり、調べれば出てくるし、絵は描きやすく、学びやすくなっています。この環境は自分にとって、とても幸運なことであると考えています。また、インターネットで上手な絵を描いている人に、メールで添削していただき、アドバイスをもらうことができるので、これもデジタルで絵を描く大きな利点です。今ほどインターネットが発達していなければ、アナログだけで絵を描く人の数は今よりも少なかったと考えています。私はインターネットが発達している現在に生まれて幸運だと感じています。

絵を描くことは、画力が向上するだけではなく、風景を観察することで身につく観察力、光の当たり方や立体を考えることで身につく新たな考え方、普通なら見落としがちな絵に活かすことのできる新たな発見、視野の広さ、絵に関する知

識を深めること、今までと違う物の見方が身につきます。これらのスキルは、一つ成長することで、さらに新たな物が成長するので、人間としても成長できます。このことも絵の魅力だと私は考えています。

また、絵の成長に終わりはなく、ひとつ成長すると、また新たな目標ができるので、いつまでも成長し続けることができると考えています。

絵の仕事は、クライアント側が「絵を趣味で描いているのなら、報酬は安くてもいいはず」という考え方が根付いているので、アニメーターなどの報酬はとても低く、生活に困るほど低賃金です。絵を描くというのは特殊技術で、他の人が真似できないことです。絵を描いて仕事をしている人に相応の報酬を支払わなければ、日本の文化といわれるアニメ、ゲームなどが衰退していきます。海外の会社などのクライアントからの依頼は報酬が高いので、このままでは絵を描く人は、海外に行くこととなります。私は、日本に生まれ、日本に誇りを持っているので、日本で仕事をしたいと考えています。日本の会社が絵を描く人に相応の報酬を支払う社会になってほしいです。

(大学 人文学部 総合人文学科 1年生)





## 保育園に就職内定しました

K.K

前期は幼稚園へ教育実習に行きました。そこで様々なことを学びました。

担任の先生の保育を見ていると、子どもたちを信じ、単に活動を促すだけでなく、自ら行動している子どもを褒めることで、周りの子どもも自主的に行動できるように指導していました。その姿を見て、子どもが自主的に行動できるようになる関わりの大切さに気付きました。

例えば、遊びの時間のあと、片付け始めている子どもをみんなの前で褒めると、他の子どもたちも自ら片付け始めるようになります。自分も褒められたいという気持ちがあれば、自ら行動していけるようになります。褒めることで、子どもたちが気持ちよく活動できることが分かりました。

先生が保育室をしばらく離れるとき、子どもを信じて「みんなならできるよね?」と伝えたら、子どもたちが自ら活動を始め、わからない子にも教える姿がみられました。そこで、子どもたちができることを把握し、「自分でできる」と信じ、信頼関係が大切だということも分かりました。

ともすれば、子どものできていないところばかり目がいってしまうので、子どものできているところを中心に見るようにする。子どものことを考え、もっと全体を見ていき、自主的に行動していけるように、子どもたちと一緒に考えていくようにしたいと思いました。

大学卒業後の進路は、今までアルバイトをしていた保育園の面接を受け、就職

が内定しました。今は、その保育園の研修に通い、実際に子どもと関わりながら、子どもの様子を見て、4月から即戦力になれるようにがんばっています。保育園によって保育の仕方が変わってくるので、早くこの保育園の環境に慣れて、子どもたちとの関係を今のうちから作っていききたい。

朝田教育財団の奨学生の集い・学習会への参加もあと少しになりました。講義などの勉強はたくさんしてきたので、実際にそれを活かした活動がしたいです。同和地区ならではの文化を実際に見て、体験する活動がいいと思います。例えば、同和地区の食文化などをみんなで知り、食べるという活動もあります。

(大学 こども学部 こども学科

保育専攻 4年生)



## 第68回 全国人権・同和教育研究大会 報告

財団評議員 榎村 博純

部落問題学習会では、11月26、27日に  
行われた第68回全国人権・同和教育研究  
大会に参加しました。4月に発生した熊  
本地震の影響で、開催地が熊本県から大  
阪府に変更となり、分散会のみで開催と  
なりましたが、例年のように大変活気のある大会でした。

私は、第一分科会「人権確立をめざす  
教育の創造」に参加しました。第三分散  
会場の大阪市立住吉小学校では6本の実  
践報告を聞くことができました。その中  
から特に印象に残ったものを紹介したい  
と思います。

京都市の楽只児童館からは、「誰もが  
“あたりまえ”に存在できる居場所づく  
りをめざして」という題名で、働いて6  
年目の女性職員の方から報告がありまし  
た。

楽只児童館に集まる児童は、被差別部  
落出身者だけでなく、外国籍、障害者、  
ひとり親家庭など、様々な背景をもって  
育っています。

児童館では、子供達がもっている様々  
なハンデキャップに対する取り組みを、  
子供達が“特別”と感ずることなく“あ

たりまえ”と感ずることのできる環境づ  
くりを目指しています。

報告者の彼女自身が聴覚障害者で、補  
聴器を着けていても、人の話を聞き取る  
ことが難しいという障害を抱えています。  
子供が喧嘩しているときなど、話  
している内容が分からない場合があつた  
り、電話の対応などの事務的な仕事が出  
来ない場面があるそうです。

そんな聴覚障害者の彼女が自分で出来  
ること、出来ないことを、児童や職員に  
理解してもらい、手伝ってもらいなが  
ら、同じようにハンデキャップを持つ  
子供達に対して特別な対応をすることが  
あつても、それが“あたりまえ”だと言  
えるような児童館を目指しているという  
報告でした。

この“あたりまえ”という言葉の根底  
には、彼女が中学生時代に、担任の先生  
から言われた言葉があります。障害ゆ  
えに、合唱コンクールの参加を尻込み  
していた彼女に対して、先生は「ハンデ  
キャップがある子、勉強が得意な子もい  
れば不得意な子もいる。あなただけでな  
くみんなも参加できるようにするのはあ

たりまえのこと」と、合唱に手話を取り入れて彼女が参加できる形にしました。そして、この経験が、彼女を教育関係の仕事に就こうと決意させたきっかけになったそうです。



彼女が言うところの

“あたりまえ”の教育をしていたのは、京都の同和校でした。被差別部落の出身だった彼女は、親の意向もあり、聾学校には行かず、学区の中学に進学したいと希望していました。彼女の受け入れに対して、中学校の先生は何も心配することは無いと言って、準備を整えてくれたそうです。この報告は、聴覚障害の面がクローズアップされていましたが、実際のところは部落問題、同和教育についての報告だと感じます。差別や障害によって教育を受ける権利が十分に保障されていない人に対して、何か特別なことをするのは、民主主義社会としては“あたりまえ”のことです。

同和对策事業特別措置法などの法律が無くなったから、今は部落出身者に対して特別なことは出来ませんという人もおられるようですが、そういう人は、あたりまえにやるべきことを特別にしてやっ

てると思っていたのではないのでしょうか。

部落出身者が彼女のように自分の夢をもち、それを実現させていくこと、それを応援する取り組みが、分科会のテーマである「人権確立をめざす教育の創造」だと思います。目的を実現する方法は、やはり部落の生徒に、いかに勉強させて進学意欲を高くもたせるかに尽きると思います。彼女の生き立ちを通して、実践的な同和教育が若い世代に受け継がれていると思わせる報告でした。

京都以外の報告では、インクルーシブ教育（障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育）、生徒の自尊感情を高める取組み、そして部落問題学習の報告がありました。

「部落」を題名にもってきている報告が、長崎県平戸市の小学校だけで寂しい限りでしたが、この小学校では1年を通して7つの部落問題学習のプログラムを

計画し、大変意欲的に部落問題学習に取り組んでおられました。しかし、内容は北代色さんが識字学級で書いた手紙『夕焼けが美しい』を読んで感想を書かせたり、『東山文化と差別された人々』『全国水平社・差別との闘い』などのビデオ教材を視聴して感想を書かせるというもので、部落差別を「心の問題」として教えている印象を受けました。

やはり、討議の中で「校区に同和地区を含むのか」「学校に部落出身の児童がいるのか」という質問に対しては、「分らない」という回答でした。これでは、部落問題は他人事ですと言ってしまったようなもので、非常に残念に思いました。

教える側が、なぜ人権教育として部落問題学習を取り入れなければならないのかを十分理解していないと、教わる側にとって部落問題は他人事になってしまうと思います。当財団でも、奨学生支援活動として部落問題学習会を行っておりますが、どのようにして大学生に部落問題を学んでもらうか、テーマ選びには苦労します。

被差別部落の歴史や文化を知ることも大事ですが、部落出身だからこそ頑張らねばと思わせるような学習会をつくっていきたいものです。

## 「非正規労働者が4割」を考える

財団理事 森本 弘義

2015年11月4日に厚生労働省が発表した「2014年就業形態の多様化に関する総合実態調査」で、労働者全体に占めるパートや派遣など非正規労働者の割合は、1987年の調査以来初めての4割を超えました。企業が非正規労働者を使う理由は、「賃金の節約」(38.6%)が最多。続いて「仕事の繁閑に対応」が32.9%。賃金(月額)は、正社員が「20万~40万円未満」60.5%に対して、非正規社員は「20万円未満」が78.2%です。非正規労働者は、働く人々全体の賃金を低く抑え、また、企業・雇用者の都合で採用し、企業の都合で首を切ることができる不安定な立場の労働者です。貧困率の高さ、貧困の連鎖が日本社会の課題とされています。ネット上では「一億総活躍どころか、一億総貧困だ」との声が上がっています。

2002(平成14)年は、非正規労働者が労働者の4割を占める今日の問題の出発点でもありました。それまで、通訳などの特別の労働分野にしか認めてこなかった派遣労働について、小泉内閣での総合規制改革会議で、製造業における労働者派遣事業の解禁を内閣に答申した年でした。これに先立って、1995年に雇用者の



団体である日本経済団体連合会は、終身雇用を特徴とする「日本的経営」に対して、「新時代の『日本的経営』—挑戦すべき方向とその具体策」を発表しました。労働者を、3つのグループ「長期蓄積能力活用型グループ」「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」に分け、労働力の「弾力化」「流動化」を進め、総人件費を節約し、「低コスト化」しようとしています。管理職や基幹労働者のみを常用雇用とし、他の2つのグループは、不安定な短期雇用としようとしています。雇用期間の不安定化だけでなく、賃金賞与、昇進昇格も不安定です。退職金、年金もありません。非正規労働者が4割を超えるという今日の姿は雇用者の意向に沿うものでありました。

2002（平成14）年に国の政策としての同和対策事業が打ち切られました。1969年の同和対策事業特別措置法の施行、その後の地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律の施行、数度にわたる延長改正後、同和対策事業は打ち切られました。京都市にあっては奨学金制度をはじめすべての同和対策事業は打ち切られました。しかし、同和地区の人々の仕事、教育、生活に見られる劣悪な状態が解決されてきたわけではありません。同和問題は今日まで存続

してきました。

部落差別について、「同和地区の人々に労働市場の底辺をささえさせることによって、経済的には主要な生産力の担い手である労働者ならびに一般勤労市民の低賃金・低所得・低生活のしずめとして、政治的には同和地区の人々と一般勤労者を対立させ分裂支配としての役割を果たさせるためであった」といわれています。部落差別は働く人々の賃金を低く押さえ、不安定な雇用を生み出す役割を持たされています。日本社会が抱える様々な社会問題の根底に部落問題が存在しています。

2002（平成14）年に、同和対策事業が打ち切られたことと、その年に、非正規労働者の増加を目論む小泉内閣での総合規制改革会議で、「製造業における労働者派遣事業の解禁」を内閣に答申したことは決して偶然ではなかったかと思う今日この頃です。

（平成28年8月 京都府連合退職校舎長会「創設五十周年記念誌」掲載文に加筆修正）



## 朝田教育財団「賛助金」ご協力のお願い

### 法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

#### 法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

#### 公益目的事業

- (1) **奨学事業** 部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。  
【奨学金の貸与、奨学生の学習会】
- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業** 市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。  
【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】
- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備事業** 朝田善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開し、市民が利用できる資料館の開設をめざす。  
【資料目録の作成、資料館の開設計画】

### 朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨・目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。

「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

#### 賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額  
法人 1口 50,000円

- ★ 個人の口数は、なるべく2口以上をご協力くださいましたら幸いです。
- ★ 法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。
- ★ 朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

#### 送金方法

ゆうちょ銀行 [郵便局] (金融機関コード9900)  
郵便振替口座  
記号番号 00930-1-241561  
〇九九店 [ゼロキュウキュウ] (店番099)  
当座預金 口座番号 0241561  
加入者名 朝田教育財団

京都銀行 (金融機関コード0158)  
銀閣寺支店 (店番141)  
普通預金 口座番号 3221067  
口座名義 (ザイ) アサダキョウイクザイダン

#### 寄附者への広報・案内

- ★ 広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★ 朝田教育財団主催「同和教育研修会」の案内
- ★ 朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★ 学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供 など

### 継続的にご支援ください

継続的にご支援いただく際は、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込み（通常貯金から振替口座へ送金）のご利用が便利です。

「自動払込利用申込書」をご提出ののち、所定の期日（1月、7月）に、一定の金額（申し込み時に登録された金額）を自動的に送金できます。払込み手数料は不要です（当法人が負担します）。

当法人事務局へご連絡くださいましたら、寄附金の額を容易に変更でき、払込みも停止できます。

## 朝田教育財団 奨学生 2017年度 募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、1981年に朝田 善之助（元・部落解放同盟 中央執行委員長）が設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

|             |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奨学生の種類      | 1. 大学院奨学生<br>2. 大学奨学生<br>3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）                                                                                                                                                                                |
| 奨学金の額       | 次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。<br>1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円）<br>2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円）<br>ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。                                                                                        |
| 貸与期間        | 原則として、正規の最短修業年限です。                                                                                                                                                                                                                     |
| 返還方法        | 貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還します。                                                                                                                                                                                            |
| 募集人員        | （新規採用）若干名                                                                                                                                                                                                                              |
| 対象者<br>応募資格 | 部落出身者 または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者<br>1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人 高等専門学校 4年生以上）に在学している者<br>2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者                                                            |
| 応募書類        | 1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署<br>2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式）<br>大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、<br>高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦<br>3. 在学証明書（または 合格証明書）<br>4. 部落問題をテーマとする小論文<br>（2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式）<br>このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。 |
| 参考図書        | 『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年                                                                                                                                                                                              |
| 応募締め切り      | 2017年4月25日<br>なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。                                                                                                                                                                    |
| 選考方法        | 第1次：書類審査 第2次：面接審査（2017年5月中下旬ごろ）                                                                                                                                                                                                        |
| 採用通知        | 2017年6月下旬ごろ（予定）                                                                                                                                                                                                                        |

## 朝田善之助寄贈の資料公開事業計画

### 資料館(図書館)開設をめざして建築工事が始まりました

《私たちが果たさねばならぬ朝田善之助の夢がある。部落問題資料館の建設である。すでに1972年ごろから朝田善之助の構想があり、……(中略)……一日でも早く建設して、朝田善之助の遺志に応えたいと願っている》(朝田善三『朝田教育財団の5年』全記録 第1巻:1986年7月4日)

朝田教育財団の公益目的事業として、朝田善之助より寄贈された資料などを社会に公開するため、資料館(図書館)開設をめざして、次のような「資料公開事業(案)」を計画しています。

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 資料公開事業(案) | 資料の分類配列・配架・展示         |
|           | 資料目録の整備               |
|           | 市民や研究者による利活用、利用相談への応対 |
|           | 他の図書館などへ相互貸借などのサービス提供 |
|           | 青少年や市民に学習の機会を提供       |

この法人の資料館開設委員会(理事9名、監事1名)と事務局では、2014年7月より今日まで検討を重ね、右のように作業をすすめてきました。

|                |                                        |
|----------------|----------------------------------------|
| 2015年<br>5月より  | 建築計画が可能となる敷地を定め、建築設計事務所とともに基本構想設計をすすめる |
| 2015年<br>10月より | 建築設計事務所と建築設計・工事監理契約を結び、実施設計をすすめる       |
| 2016年<br>3月    | 資料館(図書館)建築計画を立てる                       |
| 2016年<br>7月より  | 実施設計をまとめ、建設工事費などを見積もる                  |
| 12月26日         | 工務店と工事請負契約を結ぶ                          |
| 2017年<br>1月6日  | 建築工事を始める<br>起工式・地鎮祭(1月15日)             |

この敷地は「第1種低層住居専用地域」(低層住宅にかかわる良好な環境の保護を目的とする地域)に存在します。ここに建築できる建築物の用途(都市計画法、建築基準法に規定)に制限があり、この事業計画に沿う建築物は「図書館」(地域内の居住者にサービスする施設として、図書館法に規定)です。

そこで、「図書館」施設を運営していくこととなります。さらにご支援くださいますようお願い申し上げます。

#### 資料館(図書館)建築計画の概要

|            |                                                       |             |                              |
|------------|-------------------------------------------------------|-------------|------------------------------|
| 敷地の地名・地番   | 京都市左京区浄土寺西田町2番地・3番地の一部                                |             |                              |
| 都市計画の用途地域  | 第1種低層住居専用地域(容積率100%、建ぺい率60%、高さ10m以内)                  |             |                              |
| 建築できる建物の用途 | 図書館(専門図書館)                                            |             |                              |
| 敷地面積       | 236.58m <sup>2</sup> (71.5坪)                          | 建築可能な最大建築面積 | 141.95m <sup>2</sup> (42.9坪) |
| 延べ床面積      | 162.92m <sup>2</sup> (49.2坪)                          | 建築面積        | 81.46m <sup>2</sup> (24.6坪)  |
| 容積率        | 68.9%                                                 | 建ぺい率        | 34.4%                        |
| 構造・階数      | 木造 2階建て                                               | 建築物の高さ・軒高さ  | 7.885m 5.740m                |
| 着工日        | 2017年1月6日                                             | 完成日の見込み     | 2017年秋ごろ                     |
| 建築設計者      | 森田一弥建築設計事務所(一級建築士、京都市左京区)                             |             |                              |
| おもな施工者     | 株式会社 昭和工務店(京都支店:京都市山科区、本社:大阪市都島区) 宮内建築(大工棟梁、滋賀県草津市追分) |             |                              |
| 木構造の特徴     | ヒノキ3寸角の柱と梁(90mm角, 3-4m, 800本ほど)を交叉させる"重ね格子梁"構法        |             |                              |

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8425 京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町 33 番地 1

Office Address 33-1 Nishiteranomae-cho, Shishigatani, Sakyo-ku, Kyoto 606-8425, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address [office@asada.or.jp](mailto:office@asada.or.jp)

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789